

議案第 174 号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 11 月 24 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（平成 13 年さいたま市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（職員団体のための職員の行為の制限の特例） 第 2 条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 13 年さいたま市条例第 29 号）第 10 条の 2 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）並びにさいたま市職員の給与に関する条例（平成 13 年さいたま市条例第 42 号）第 20 条第 3 項に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）</u></p> <p>(3) <u>年次有給休暇及び休職の期間</u></p> | <p>（職員団体のための職員の行為の制限の特例） 第 2 条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>さいたま市職員の給与に関する条例（平成 13 年さいたま市条例第 42 号）第 20 条第 3 項に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）並びに年次有給休暇並びに休職の期間</u></p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。